

山梨県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙及び令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）並びに山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所及び処遇改善加算の対象外サービスで処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業所における人件費の改善を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費、補助額及び補助率)

第3条 前条に規定する事業、これらに対する補助額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助区分	対象経費	補助額	補助率
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業	国実施要綱7の対象経費 ただし、消費税及び地方消費税は除く	国実施要綱5に規定する補助額	10/10

(交付申請)

第4条 この補助金の申請者は、障害福祉サービス事業所等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、交付の決定に際して、補助事業者に次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、変更内容が、国実施要綱7で規定される経費の使途の変更に係る内容かつ、補助事業の目的の達成に支障をきたさないものであり、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (4) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前号の期間経過後、当該財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条第1項第2号の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（特別事情届出書の提出）

第9条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、特別な事情に係る届出書（別紙様式7号）に国要綱8（5）①から④までの事項を記載した必要関係書類を加え知事に届け出ることとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、知事に概算払請求書（様式第8号）を提出するものとする。
- 3 補助金の交付は、法人ごとに一つの口座への振込により行うものとする。振込先口座は知事が別に定める日までに口座振替依頼書（様式第9号）により届け出るものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、規則第15条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 国実施要綱に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 障害者総合支援法その他の関係法令に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行し、令和7年12月26日から適用する。